

第1回大田原市下水道使用料等審議会 会議録

日 時：令和6年7月1日（月）午後1時30分～午後3時20分

場 所：大田原市役所3階301会議室

出席者：

委員（13名）

菊池委員、高瀬委員、滝田委員、玉木委員、鴛巢委員、平久江委員、郡司委員、増田委員、福島委員、佐々木委員、齋藤委員、藤沼委員、山木委員

事務局（5名）

五月女局長、土屋下水道管理係長、佐川下水道工務係長、花塚下水道維持係長、江連主査

鴛巢議長	<p>議事に入らせていただきます。議事につきましては、資料No.5本日の会議資料に沿って説明がございます。大きな段落ごとに区切りまして、質疑の時間を取りたいと考えております。それでは、会議資料の2ページ、1下水道事業の概要について及び2下水道事業の整備状況については関連がございますので一括して説明をお願いします。</p>
事務局（工務係長）	<p>1下水道事業の概要についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。大田原市では生活排水の処理方式として、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の3種類で計画しております。公共下水道は北那須流域下水道大田原処理区と単独公共下水道黒羽処理区の2つあります。農業集落排水は金丸処理区、川西第一処理区、川西第二処理区の3地区があります。3つそれぞれに浄化施設としてクリーンセンターが整備されております。いずれの区域にも属していない地域は合併処理浄化槽での処理として計画しております。2ページの下にある表をご覧ください。市内の全体の人口に対して、公共下水道、農業集落排水については利用できる状況にある人口と合併浄化槽については実際に利用している人口を表したものです。市の人口68,440人のうち58.05%が公共下水道の区域となっております。次に3ページをご覧ください。下水道事業の整備状況についてご説明いたします。先ほど前のページで公共下水道は北那須流域下水道大田原処理区と単独公共下水道黒羽処理区の2地区があると説明いたしましたが、2地区合計の現在の整備進捗率は90.3%となっております。現在整備を行っているのは、大田原処理区のうち公共下水道事業で上石上地区です。また、大田原処理区のうち特定環境保全公共下水道事業で中田原地区、市野沢地区、富士見2丁目地区の整備を行っております。黒羽処理区につきましては、完了となっております。</p>

<p>鴫巣議長</p>	<p>りますが、今後は農業集落排水の3つの処理区を編入する計画です。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>つづきまして、3下水道事業の経営について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>それでは、3.下水道事業の経営についての説明をさせていただきます。あらためまして、私、下水道管理係長の土屋と申します。よろしくお願い申し上げます資料は、画面に同じものを出しておりますので、好きなほうでお聞きください。</p> <p>3-1地方公営企業についてですが、わたくしたち上下水道課は、役所の中でも少し特殊な業務でございまして、水の供給、汚水の処理などのサービスを提供する事業を行っております。このような地方公共団体が経営している企業活動体が地方公営企業と呼ばれるものでございます。大田原市は、上・下水道事業だけですが、大きな市町村では、交通事業とか病院事業などの地方公営企業を有しております。ここで重要な点ですが、地方公営企業は、一般会計と切り離して、民間企業と同様の会計を用いて、独立採算制をとることが法で定められております。主たる収入において主たる経費をまかなうということが、地方公営企業の原則であるということがポイントとなります。</p> <p>次に、3-2 地方公営企業会計についてでございますが、一般会計では、主に現金の動きによって経理をおこなっておりますが、企業会計では、非現金取引でも帳簿が動きます。大きな違いは、資産の増減に影響を与える取引について、会計処理を行うということになります。たとえば、排水管の工事をしました。企業会計では、排水管の工事費が固定資産に計上されまして、翌年度から減価償却費という支出が発生し、資産価値が年度ごとに減少していくという経理が生じます。それが何かというと、現金の増減がない行為に対しても、プラスマイナスが生じるので、内部に現金が増減するということが生じます。この貯蓄される仕組みにつきましては、また、のちほど、ご説明をいたします。</p> <p>次に、3-3 収益的収支と資本的収支についてですが、企業会計では、2つの取引を区分するということが規定されております。損益取引は、収益的収支と呼ばれ、経営活動の収入と支出を表すもので、1年間の利益または損失がいくらあったか という計算をしております。ここで、ほぼすべての収入と支出をまとめているのですが、これに加えて、企業会計では、資産の増減を経理しております。分ける意味ですが、資本取引は、1年間の収入と支出としてしまうと、非常に大きな金額が工事年度の収入・支出となってしまいますので、ここで、資産の価値を耐用年数で割りまして、1年分を減価償却費という形で収益的収支に計上しております。</p>

それでは、本市の下水道事業がこういった収入と支出があるのかについて、ご説明いたします。最新の数字ですが、令和5年度決算の数字は固まっておりますが、監査を経て議会の認定を受けるのが本年9月議会後になりますので、この審議会では、令和4年度決算額で説明等を行います。収入ですが、①下水道使用料は6億8千万円ほどであります。これが多いのか少ないのかピンとこないと思われませんが、構成比という欄をご覧ください。全体の収入の36.5%ということで、例えば公営企業として独立採算で運営をしております大田原市水道事業は、令和4年度決算のこの比率が84%になります。他の収入に頼らずに経営ができているということを示している割合なのかなと思います。次に②、③の黄色のラインの他会計負担金・補助金の合計が、6億8千万円ほどになっておりまして、使用料とほぼ同額の補助金を一般会計から受けているということが、ポイントでございます。要するにこれを受けないと経営が成り立たないということでございます。おおむね主たる収入はこの2点でありまして、それに工事費の財源となります国庫補助金などの収入が、減価償却する際に収益化される長期前受金戻入というものが大きな数字で計上されておりますが、こちらは、減価償却とあわせて、別途説明をいたします。以上のように、下水道事業は、おおむね19億円規模の収入で経営を行っております。

次に支出でございますが、⑤管渠費は、これはかんきよと読みますが、管渠とは汚水を処理場まで運ぶ下水道管と途中で複数あります点検管理用のマンホールのことを一体していいます。管渠の工事費用は、別口の資本的支出になりまして、この金額は、軽微な修繕費や道路舗装などの費用となります。年間で1千5百万円から2千万円程度となります。次に⑥ポンプ場費ですが、市内約60か所にマンホールポンプというものが設置されております。これは、下水道は勾配による自然流下が基本となりますが、地形上、排水を一度くみ上げる必要が生じる場合がありますので、その装置が市内に複数設置されております。その装置の電気代や修繕費の維持管理費用になります。年間で3千万円ほどかかります。なお、令和4年度の増加は、電気代の増加による影響です。次に⑦処理場費ですが、下水道事業が有する処理場でありまして、旧黒羽町の八塩にございます黒羽水処理センター、および農業集落排水事業の各処理場の電気代、汚泥の運搬・処理、施設の委託など管理費になります。年間6千万から7千万円ほどかかりますが、こちらも令和4年度に増加しておりますのは、非常に多くの電力を使用しますので、動力費が増加した影響です。次に⑧浄化槽費ですが、本市は公設で設置する浄化槽事業を行っておりますが、新規の設置事業は終了しましたが、設置した市内の約1600世帯の浄化槽は、維持管理を市で行っておりまして、その費用になります。毎年、9千万円を超える費用が掛かっております。⑨流域下水道費ですが、流域下水道事業は、那須塩原市と本市の計画区域の汚水を排除する事業で、処理場は、市内の宇田川にございます北那須浄化センターとなります。幹線管渠の建設や処理場の管理をまとめて栃木県が管理し

ており、2市は維持管理費をそれぞれ負担しております。年間2億から3億円の経費が生じます。⑩総係費は、主にわたしたち職員の人件費、計画策定などの委託料や事務費等になります。主な委託内容ですが、使用料の徴収は、水道料金と一括で徴収しておりますので、水道事業に業務委託しております徴収委託料や、数年ごとに重要な事業計画等の策定をしておりますので、その策定委託料が主なものになります。年度ごとに増減が大きいのは、年度ごとにそれらの委託の有無が生じますので、その影響になります。⑪は減価償却費ですが、別途説明をいたします。⑫は借入金の利息でありまして、公共下水道の未普及事業が、ほぼ完了しており、借入のピークは過ぎておりますので減少していく見込みです。

以上が、支出の主なものでありまして、中身を細かくご説明したわけではございませんが、ほぼ固定費となります。年度ごとに大きく費用の増減が生じるということはありません。そして、何億円何千万円と簡単に削減できるということでもないんです。それは、水道も含めて上下水道事業は、安全安心が基本であり、水質や汚水処理レベルを下げることができないこと、検査や点検費用など、法で定められているものなどを行っておりますので、経費削減には限界があること、年中無休で稼働しておりますので、いつでも水が出せるように、汚水が流せるようにするためには、大きな費用が掛かってしまうということをご理解をいただきたいと思います。以上の収支によって、⑬のとおり約2億円の利益が生じております。この利益は、使用料から生じたものではなく、一般会計の補助金の影響が大きいものです。では、補助をしてまで、利益を出す必要があるのかと思われるでしょうが、これが、大事な部分でして、次の資本的収支の不足額を補てんすることに使用しております。

次に資本的収支ですが、こちらは単年度の経費としては、表に出てきません。それは、収益的収支は、1年間の経営状況を表すものですので、建設工事に要した費用や、それに対する借入金の収入や財源などは、後年度にも影響を及ぼすものでありますので、表面上でてくるのは、その工事に要した費用などを耐用年数で割り、単年度分の費用とした減価償却費になります。資本的収支の状況ですが、令和4年度は、①企業債これは借入金のことです。令和4年度末で80億円ほどの残高があります。この金額が多いか少ないかということを説明すると多くの時間を費やしますので、現在は、新規の借り入れを抑えることにより、借入残高を減少に努めております。つづきまして、②、⑤については、こちらは一般会計からの補助金です。収益的収支とあわせて総額7億5千万円の補助総額となります。この補助金額につきましては、のちほど、詳しく説明をいたします。③の工事負担金ですが、下水道整備区域になった際に賦課される受益者負担金や他の公共事業により、下水道事業の資産の移設が生じた際の補償金です。④国庫補助金は、交付要件に合致した工事などに対する国からの補助金です。支出につきましては、管渠の工事費用です。年間数億円の費用が掛かりま

す⑦は、先ほど説明しました流域下水道事業に係るもので県が施行した建設費の市負担金です。⑧は借入金の返済元金です。以上が収支状況ですが、支出が大きいため毎年大きなマイナスが生じます。このマイナスは当然補てんが必要になります。また、これは、大田原市だけではなくて、この赤字はどの事業体でも起こっているものです。

ここで、減価償却費がかかわってきますので、簡単に説明をしたいと思います。例のとおり、500万円で工事をしました。財源として250万円の国庫補助を受けました。耐用年数5年とすると、定額法で年間100万円となります。工事の翌年度から減価償却費が毎年100万円計上になります。この費用は、現金で支払う費用ではなく、資産が減少していくという形になるので、収支上はマイナスになるのですが、現金の支出がないので、内部に現金がたまるという仕組みです。財源も同様に減価償却ごとに収益化されますが、現金の収入はないので、内部の現金が減ることになるので、減価償却費と相殺した額が、内部留保資金となるものです。資本的収支は、工事費などの金額が大きいので、マイナスになりますが、この赤字を補てんするのが、この内部留保資金になります。この資本的収支の不足額と収益的収支で生じた内部留保資金の差額によって、貯金額が変わってきます。大田原市では、令和4年度は、図のとおり資本的収支差額のほうが大きかったために内部留保資金が減少しました。なお、先ほどの一般会計から補助を受けて、収益的収支で利益を出していることがここで影響してきて、この利益がないと収支不足の補てんができず、内部的に資金不足となり、この残額では、数年で資金ショートに陥ってしまいます。損益取引、業務活動でえた(内部にたまった)現金を、投資活動(建設工事、借金の借入・返済)に使用して、この差額が内部留保されるという仕組みです。要するに、収益的収支で発生する非現金支出と利益の額と資本的収支の差額の額のバランスにより内部留保が変わってきますので、この金額を見込んで予算時に一般会計との協議をしております。その下の表は、内部留保の残金を表示しておりますが、地方公営企業法を適用し、企業会計となった令和2年度の当初残高から、貯金ができるような経営ではありませんので、残金は増加しておりません。災害など生活基盤を支えるインフラ事業としては非常に厳しいといえますか危険な状態であるといえると思いますので、この原因は収益が不足している影響であるといえると思います。長い説明でしたが、大きな3、本市下水道事業の経営状況は以上です。

鴫巣議長

ありがとうございました。難しいですね。一般会計の会計論からすると複雑ですね。質問がございましたら、お願いいたします。

委員

国庫補助金の対象になる事業はどのような事業になるんですか。

事務局（工務係長）	<p>国庫補助金の対象となりますのは、今まで下水道の区域の中でも下水道の管が引かれていないところに新しく管を入れる場合で、なおかつ、管が受け持つ面積が決まっていますが、新しく広げるさらに管が受け持つ面積が一定以上のものの工事費の1/2が国庫補助の対象となります</p>
委員	<p>新規の場合ですか。</p>
事務局（工務係長）	<p>新規の場合です。</p>
委員	<p>保守管理には国庫補助は使えないですか。</p>
事務局（工務係長）	<p>今までは国庫補助が修繕修理には使えなかったですが、国の方の考え方、インフラ全般に言えることですが、維持修繕の方にシフトしていかなくちゃいけないという考え方がだいぶ浸透してきていまして、下水道施設につきましても耐用年数が過ぎるものや近いものは計画的に修理をする計画、ストックマネジメント計画と言いますが、きちんと作りまして、その計画通りにポンプの交換や耐用年数が過ぎた管老朽した管の交換を補助の対象とする事業が始まっております。大田原市では、昨年までに計画を作りまして、今年の調査から国庫補助の対象として進めていくようになっていきます。</p>
委員	<p>国庫補助の金額も大きいものですから、補助金取れるような計画を出した方がいいですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
鶴巣議長	<p>ほかにございませんか。つぎに移ります。4問題点①一般会計に頼った経営体制について、説明をお願いいたします。</p>
事務局（管理係長）	<p>それでは、4、問題点①ということで、一般会計に頼った経営体制でございます。諮問書の真ん中赤マーカーです。使用料で経費が補てんで赤字となっていて、この赤字は一般会計からの補助があたっているんで、下水道の恩恵を受けていない市民の税金が使用されている形になってしまっているのはどうなのですか。ということです。この使用料でまかなうべき経費というのが污水处理費、要するに原価です。当然ながら、原価というのはかかった費用に儲けを見込んで計算されるわけですが、下水道事業というのは、汚水を排除する事業活動によって、汚水と雨水を分けて処理することで、汚水が処理場へ、雨水は河川や海へということで、汚水が河川等に流れ込まずに水質が保全されている、また雨水処理により街を浸水から守っていることなど、公益的な役割を有している事業でもあります。それなので、余計にお金がかかるのですが、その費用を全部原価にのせて市民使用者に使用料として徴収するのはどうか、その</p>

公益的な部分は公費で負担するのが妥当ですよという考え方です。

それでは、その原則にあてはめました、令和4年度、本市の状況はどうかというものが 次のページです。収入は先ほど説明しました6億8千万円ほどです。これに対して経費が7億6千6百万ほどで、8千6百万ほど赤字でしたという内訳です。この不足分は使用者が負担するべきものなので、早急に改善が必要なのかと思います。補足ですが、使用料の6億8千万円ですが、徴収率は最終的には99.8%ほどになりまして、回収率というのは徴収率が低いというわけではございません。

では、この原価であります污水处理費は、使用者の使用料算定に係る大事なもののなので、どのように算出しているのかを説明したいと思います。令和4年度は、汚水をきれいにするのに、年間で総額11億5,400万円の経費がかかりました。本来であれば、この経費がすべて原価となるものですが、この中には、公費負担分が含まれておりますので、公費負担分を計算して除いたものが污水处理費となります。

次に4-4-一般会計からの補助金について説明します。公費負担する分というのは、総務省の繰出基準に該当するものになります。これに該当する金額は、下水道は一般会計に請求しまして、一般会計からその分をもらいます。一般会計は、国からその一部が交付税措置されます。このいわゆる基準内だけであれば、あまり問題はないのですが、それだけでは下水道事業の経営が成り立たないので基準外が投入されております。この基準外が、先ほど説明しました、使用料で経費がまかなえない分の約8600万円と資本的収支額に使用するために利益として生じている約2億円余りです。この3億円につきましては、下水道使用者以外の税金も含まれておりますので、時間をかけてでも、将来的には解消が必要であるものと思われまます。

また、基準内に含まれる分流式下水道等に要する経費ですが、汚水と雨水をわけて処理をしている下水道事業は、負担が大きいので、資本費のうち経営がまかなえていない額を公費負担とみなせるというものであります。ですので、今後、使用料が見直しされた場合は、その改善された額が分流式から差し引かれる形になりますので、分流式経費として基準内で補助されている額についても使用料でまかなうことが、最終的には必要になります。そのイメージが4-5解消に向けてであります。今後は、5年ごとに、このような審議会などの場をもうけて、徐々に解消を図ることについて審議することが必要になると考えております。

鴫巣議長

ありがとうございました。ご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。

委員

下水道に接続していない市民も一部負担していることになるということは、一般会計からの補助金により補填されるからという意味ですか。

事務局（管理係長）	はい、下水道事業は潰すわけにはいきませんので、なにかからお金をもらって継続する必要がありますので、経営を続けるためには一般会計からの補助金が入らないと経営が成り立たない、これは大田原市だけではありませんが、大抵下水道事業はスタートからの経緯がありまして、だいたい同じような状況になっています。今どこの市町村も一生懸命こういう審議会を開いて、料金改定とかそういったもの話し合いを色々やっているところですが、大田原市もそういうことで継続していくためには、なにかしらの収入がないと収支のバランスが取れないという状況です。
委員	そういう意味なんですね。
事務局（管理係長）	やむを得ず、一般会計からから頂いて、何とか経営上成り立たせている状況でございます。
委員	たとえば、減価償却費をプラスにしているので何とかまかなえている。でも、減価償却費っていうのは、減価償却されていくわけですよ、で老朽化するわけですよ、それで、いずれはそれを取替えなくちゃいけないですよ。
事務局（管理係長）	はい。
委員	そういう意味で、それを収入に充てることはできないんじゃないのかなと私は思っています。
事務局（管理係長）	直接充てているというわけではないんですが。
委員	わかりますが、減価償却費として減らしているけれどもお金はあるので、それをまかなっているみたいなそんな言い方をなさっていたでしょ。
事務局（管理係長）	そうですね。
委員	企業会計はそういう会計だからそういう風にするんですけど、でも、40年経っていると、老朽化しているっていう話もありますし、だからそれを当てにして、もっともっと、だから本当は足りないんですよっていう意味を私は申し上げたいです。
事務局（管理係長）	おっしゃる通りでございます。そういった図式上、形でツープイと言いますが、あたっているような感じになってはいますが、要するにお金がなかなか厳しいですという状況でございます。

委員	はい、わかりました。
委員	<p>説明聞いてですね、あの結局、改定率が13%。ですからこの辺のところで、適切な使用料ということで落とし所になるのかなと感じました。13%の改定率の根拠はわかりました。ただそれにプラスして、先ほどあったように今後新しい計画のもとで国庫補助を使いながら、修繕とかそういうこともやっていくんでしょうけども、さらにですね、色々な修繕が大きくなるのしかかってくると思います。この13%の改定率でなんとか大丈夫な見通しなんでしょうか、今後の為に、この辺幅広く今後検討していったほうが良いと思うんですよね。</p>
事務局（管理係長）	<p>はい、おっしゃる通りでございます。改定率13%でやったところどうなのかっていうところですが、これからそういった更新費用も必要になってきます、一方で、使用料収入が減ってきていますとか、そういったお話も2回3回目の時にさせていただきます。下水道事業がどこの市町も成り立っていないという話をしましたが、国の方もそういうことで経営改善をやっていきなさいというような通知が来ていまして、少なくとも5年、5年に1回はこういう使用料審議会を開きまして、どんどん経営改善をやっていきなさい。やらない場合は国庫補助金の交付要件を満たさないで国庫補助金はあげませんよと、そこまできつい言い方ではないですが、そういう話も出てきております。下水道事業は億単位で国庫補助金をもらっていますので、今後もちろんと貰えるように経営改善をしていかなければならないと担当としては考えております。</p>
鶴巣議長	そのほかございませんか。
委員	<p>下水道に接続していない市民という言い方をされていますが、供用開始区域内で水洗にしなければならないという下水道法上の決まりがございますよね。3年でしょうか。供用開始の区域内の市民でありながら水洗化していない方の使用料も入っているんですか。</p>
事務局（管理係長）	<p>使用料収入は下水道に繋がっていただいている人の分ということです。下水道接続の義務がある地域の方で接続していない方の使用料収入はありませんので、そういった方の税金が下水道事業に少し入ってきている、そういう意味合いです。</p>
委員	<p>供用開始になっている地区で水洗化してない方の分も一般会計補助金には入っているのか。</p>

事務局（管理係長）	下水道使用者以外ということです。下水道使用者は下水道使用料をもらっていますので。
委員	一応法律では決まってはいるんですよね。
事務局（管理係長）	おっしゃる通りです。
委員	それほど厳しくはやっていないということか。
事務局（管理係長）	家の設備を直したり、お金がかかりますので、下水道本管が行きました、繋いでください、法律で決まっています、わりかましたという風にはいかない部分もあります。もちろんお願いはしていますが、そういった問題はあります。
委員	お願いとか排水設備の補助とかは当然出してらっしゃるわけですけど、そういった方もここには入っているということですか。
事務局（管理係長）	使用料収入は下水道接続している人だけでございます。現在の使用料収入では、下水道使用者が本来払うべき金額に到達していないので、一般会計に補助してもらっているという話でございます。
委員	はい、わかりました。
委員	ご説明ありがとうございました。前の方の質問でもありましたが、資料で見させていただいているものが改定率13%、さらに別の委員さんもおっしゃっていましたが、別な要素での値上げの含みもあるという風に聞こえるんですよね。そうしたときに利用している方がこの話を聞いたら、相当な激震が走るのではないかと、大げさに言うと。今後ここで協議する内容かもしれませんが、十数年間据え置いてきましたよ、この間に消費税が上がってききましたもろもろの要因で今回の審議会が開かれて諮問されて答申することになるということを今後状況も含めて、市民の方への周知というのは、事務局案としてはどのように考えてらっしゃるのかということが、非常に重要な気がします。値上げが市民生活に直結、もしかしたら企業活動にも影響する企業もでてくるかもしれません。審議会の計画が示されていますが、今後どのようにこれを周知して市民の方にご理解いただくことになるのか、丁寧に市民の方に説明はしなきゃいけないと考えますので、よろしく願います。
鴫巣議長	これからの審議の状況によってどう結論づけていくかということだと思

事務局（局長）	<p>うんですよね。確かにおっしゃる通りにいきなり13%の値上げとなると、受益者にとって大きな負担になりますから、その辺の方策も含めてこれから検討を審議できるかお願いをすることになると思います。</p> <p>先ほど会長の方からもお話ありましたように、こちらの方で改定率13%と出させていただいたのは、ここに何も数字が入らないと図式がうまくできない部分がありまして、これを目指すとかそういうわけではありません。一般会計からいただいている繰入金を解消していくためには、使用料の見直しも検討しなくてはならないという部分がありますので、こちらの方は提示させていただいたということです。先ほど会長からありましたように、どういった結論がでていくのかというのは、会議の進め方次第で決まってくるのかなと考えております。</p>
事務局（管理係長）	<p>局長のお話のとおり、表を作るのに参考として入れたものですので、これにしよう、これを目指すというお話ではなく、目安として使用者が払うべきお金がこのラインになるので、このくらいの改定率になってしまいますという記載になってございます。資本費が公費負担として認められている部分なので、これがどんどん改善されていけば、分流式経費が減っていきますが、資本費の公費負担分は国からの支援がまだある部分なので、資本費が公費負担になっているうちは、とくに急いで何かするという話ではありません。</p>
鶴巣議長	<p>そのほかございませんか。</p>
委員	<p>一般論としてお伺いします。今の説明で数字がうんぬんではなく、現状のまま維持するためには値上げが必要になってくると解釈をしています。今現在が100だとしたときに、処理計画が国庫補助対象となったとして、計画が今後110になった120になったという拡充を考えた場合には、持ち出し分が必ずついてくる。そうしたときに、市民負担は、これからの検討課題として出てくると思いますが、少子高齢化を伴っているなかで、払い続ける人間の数が少なくなる、しかし、経費は同じだ。減ることはないとは思っていますので。そういったものの考え方として、今ここで我々が今後2回目3回目の会議に臨むにあたって、市民負担分も考慮しながら、現在と同様の維持管理をするために必要な部分をお話するのか、あるいは、計画が100のものを110、120に拡充することも想定した場合でお話するのか、どの辺を置き所にするのかお話しただけならありがたいです。</p>
事務局（局長）	<p>下水道につきましては、維持管理の時代になっており、これから区域を拡張して行って、そしてまた維持管理費用がどんどん増えて、委員がおっしゃ</p>

	<p>ったように人口減少がこれからどんどん進行するなかで、対応できるのかというところもあります。国では水道もそうですが、維持管理の方に力を入れていきなさいというところが見え隠れしているところがあります。先ほど佐川係長の方から説明のありましたストックマネジメント計画、拡張するのではなくて今ある施設を長寿命化していく、下水道の管路は耐用年数が50年になります、土壌や管の内部の状況などを調査することによって、60年も70年も持たせなさい、そういう事業を進めていきたいと思いますという流れになっていて、維持管理のための補助金を今後は手厚くしていくようなところがあります。ストックマネジメント計画は、ほとんどの市町村がやっており、大田原市も今年度、管路の調査、マンホールポンプの調査や水処理センターの調査をし、どんどん長寿命化を図って、維持していくために必要な費用を考えていかななくてはならないと考えております。全体計画は、この区域を何年までに整備をするという計画になりますが、下水道はこの計画に基づいて工事をしております。今年度この計画の見直しがありますが、この計画の区域を必ずやりなさいというところまでは国からは言われていませんし、区域を拡張していくと経営が厳しくなると考えておりますので、区域の縮小も検討しなければなりません。今後の人口減少や資材の高騰により工事費もかなりかかりますので、そういった部分も勘案しなければなりませんと考えております。繰り返しになりますが、まずは維持管理費用をどうしたら良いか、審議会のみなさんにご協議いただければと思いますので、よろしく願います。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>鴫巣議長</p>	<p>色々問題が出てくると思います。我々審議会の答申に対して答えを出す立場でありながら、一方では、受益者であり負担をするという立場でありますから、軸足をどこに置くかこれは難しいかと思いますが、そういったものを含めて次回以降またいろんな角度から検討しなくてはならないと思っています。よろしく願います。そのほかございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>1回目ということで、13%というのに驚きましたが、はっきり申し上げまして、下水道事業がこれほど酷い収支決算になっているとは思いませんでした。他の事業も非常に大田原市は財政難と聞いておりましたが、なかでもこの下水道事業については、改定から10年経っているわけですが、これまで手がつけられなかったのかという風な気がします。そして、13%これは帳尻合わせるための13%ということですが、近隣のほかの市町村の現状はどうか、また改定状況はどうなっているのか、その辺も是非、情報をいただければと思います。専門的に非常に難しい内容になりますので、</p>

	<p>私にはなかなか理解できない。ただ、非常なる赤字だということは伝わってきます。是非ですね、大田原市だけで考えるのではなく、他のところがどうなっているのかというところ、合わせて、これだけ緊迫していますから国庫補助についてもできる限り働きかける方向で、早めにですね、もう早めにとっても、なかなかこれだけ赤字になってきますと、難しいかもしれませんが、少しずつ改善しなくてはならない。受益者負担と言っても、20%30%上げるわけにはいきませんし、その辺も含めて、事務局さん大変でしょうけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。また審議会の予定は4回目までありますね、この4回だけでそれなりの答えがでるのかというところ、非常に疑問に思ふんですが。私は少なくともあまり専門家ではありませんし、専門家でなくともなんとなく4回で決められるのかなと思ひました。非常に率直な意見を申し上げさせてもらひましたけども、是非、近隣の数値もお願ひしたいという風に思ひます。以上です。</p>
事務局（局長）	<p>はい、ありがとうございます。次回の会議には、最低限栃木県内の状況をお示しできればと思ひます。</p>
事務局（管理係長）	<p>紙の資料5の最後のページを見ていただいてもよろしいですか。今日の資料では、近隣の市と下水道事業は人口の影響がでますので、類似団体として大田原市と人口規模が近い市の決算値を載せてございます。重要なところは黄色いラインで入れてございますが、先ほどから収入で経費がまかなえていない話をしてきていますが、大田原市だけではなく、他市の下水道事業も経費回収率が100%を超えておりません。100%を超えている市は下水道使用料の改定をしました。使用料改定をした結果、家庭用20㎡当料金が他市と比較すると金額が少し高くなっていることがわかつて思ひます。下水道事業は厳しい経営状況ですので、見直しがだんだん進んでいて、改定が必要だなと取り組む市町がこれから多く出てくると思ひます。2回目の審議会では、栃木県内の数値を出して、使用料がどういったことになっているのか詳しくお話させていただきたいと思っておりますので、今日は参考までに載せてございます。</p>
鶴巣議長	<p>今回は簡単明瞭な資料を用意ください。それぞれ市町村、人口規模等違うので、単純比較っていうのはなかなか難しいとは思ふんですが、参考資料という形で再度出していただければと思ひます。</p>
事務局（管理係長）	<p>わかりやすいところ、重要なところだけピックアップして出したいと思ひます。</p>

<p>鴫巣議長</p>	<p>お願いします。よろしいでしょうか。それでは、長時間にわたる説明がありましたけれども、本日のまとめということで、最初から今までの資料説明等について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>今日は市長から諮問ということで、諮問書をいただきました。①から③まで色分けしまして、諮問書のとおり大きな3点がございました。今日は下水道事業の概要と一番重要な課題ということで経営改善に向けての一般会計からの補助に依存する経営状況についてということでご説明させていただきました。下水道事業は欠かすことのできないインフラ事業であります。継続するためにはそれなりの補助をもらわないとやっていけないところがございますので、そういったところをお話させていただきました。次回は、残り二つの課題、更新時期を迎える更新費用が増加してくる、一方で人口減少等により収入が減ってくること、国の支援を継続して受けるためには経営改善をやっていく必要があることや使用料体系がどうなっていて他の市町村はどうなっているのか説明したいと思います。簡単なまとめになります。以上になります。</p>
<p>鴫巣議長</p>	<p>ありがとうございました。質問等あれば、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>いいですか、最後に。受益者以外の市民が事業費の一部を負担しているということに問題が生じておりてありますけど、そういう意見があるんですか、そういう問題ってというのが定義されているんですか。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>具体的にこれが問題になっていますというようなお話が来ているわけではないですが、そういう図式になってしまうということで、何かそれが問題になっているというわけではなく、経営上、図式的に一般会計のお金が入っていますよというお話なので。言い方としてすみません。そういう言い方になってしまっています。</p>
<p>委員</p>	<p>問題が生じておりとはそういう意味ですか。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>そういう意味で経営的に一般会計からのお金が入っていることが問題になっていますよと、そういう言い方をしているだけです。どこかから言われているわけではなくて。</p>
<p>委員</p>	<p>クレームがあるのかなと、そういうわけではないですね。</p>
<p>事務局（管理係長）</p>	<p>はい。</p>

<p>鴫巣議長</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは、最後になりますけども、次回の開催について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（局長）</p>	<p>次回、第 2 回審議会につきましては、7月 23日(火)午前9時 30 分から同じ会場であります、本庁舎3階301会議室で開催いたします。また、本日以降に、ご意見や疑問等があった際には、遠慮なく上下水道課までご連絡をお願いいたします。</p>
<p>鴫巣議長</p>	<p>次回第2回審議会7月23日火曜日9時30分から本日と同じ会場ということですので、委員の皆さんのご出席をよろしくお願いいたします。なお、今事務局の方から説明があり、色々問題点と思われるものが皆さんの頭の中に出てきているかと思いますが、その辺を整理していただいて次回、またそれぞれ検討していきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それから、やむを得ず、欠席の場合は事務局に必ず一報をしてください。会議の定足数の問題にひっかかりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局（局長）</p>	<p>以上で、本日予定されている議題につきましては全て終了しました。ご協力、ありがとうございました。</p> <p>鴫巣会長におかれましては、滞りなく議事進行していただき、誠にありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては、改めて通知いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして第 1 回大田原市下水道使用料等審議会を閉会とさせていただきます。長い時間のご審議、誠にありがとうございました。</p>